**（令和５年４月改訂）**

**鳴海改良土センター利用案内**

**主な改訂内容**

**利用開始申請書、全体工程表、車検証（写）、土場に関する調書は、Eメールにて送信お願いします。**

**１．施設の概要**

鳴海改良土センター（以下、当センター）は、原則、名古屋市上下水道局が発注する下水道工事から発生した掘削土を埋戻材料に改良する施設です。

**２．名称及び所在地**

　　名　　称：名古屋市上下水道局鳴海改良土センター

　　所在地：〒458-0847

名古屋市緑区浦里五丁目６９番地（案内図参照）

（鳴海水処理センターの南側です）



**３．お問い合わせ**

鳴海改良土センター

**ＴＥＬ（０５２）６２２－３２６０**

**ＦＡＸ（０５２）６２２－３２９０**

**E-mail****kairyodo-2@naws.co.jp**

利用カードの発行及び返却先（事務所２階受付　ＴＥＬ（０５２）６２２－３８５４）

**４．利用日時及び休日**

　　①利用日：　月曜日～金曜日

　　②休業日：　土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び12月29日～1月3日

　　利用時間：（3月～8月）8時30分～12時及び13時～16時

　　　　　　 （9月～2月）8時15分～12時及び13時～16時

**５．利用対象工事**

　　利用できる工事は、名古屋市役所が発注する工事のうち、特記仕様書等で「鳴海改良土センター」利用について指定されている工事です。

**６．掘削土等の受入れ基準**

　　　受入れできる掘削土等は、名古屋市上下水道局発注の下水道工事のうち、特記仕様書の発生土処理において「鳴海改良土センター」が指定された工事から発生したもので、かつ、下記基準を満たす場合のみです。

**・下記基準を満たさない場合は、受入れできません。**

1. **含水比が３０％以下で、汚泥又は泥状のものでなく、多量の粘土を含まないこと。**
2. 重金属、有害物質等土壌汚染に係る環境基準値を超えないこと。
3. 土砂以外の異物が混入していないこと。

異物の例：**石綿、石綿管**、プラスチック類、土のう袋、塩ビ管、ビニール支管等、ガラス片、コンクリートガラ、アスファルトガラ、陶管、矢板・木杭等の木片類、鉄筋等の金属類（**※陶管破片は、重機タイヤをパンクさせるので混入厳禁**）

1. 建設汚泥に該当しないこと。
2. 法令で定める車両総重量を超過しないこと。
3. 「道路交通法」、「道路運送車両法」、NOx・PM法に基づく「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に適合する車両

　　**・搬入した掘削土の中に上記の異物等が含まれていた場合には、搬入者に連絡し、回収していただきます。**

**・原則、雨天時の搬入は、お断りさせていただきます。**

**７．提出書類について**

次表の様式を、**名古屋上下水道総合サービス(株)H.P.**からダウンロードし、E-mail　kairyodo-2@naws.co.jpへ送信してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類の様式等 | 提出の時期等 | 添付資料等 |
| 利用開始申請書 | 利用開始２週間前までに右の添付資料と一緒に送信 | 全体工程表車検証（写）※土場に関する調書 |
| 改良土ｾﾝﾀｰ利用ｶｰﾄﾞ車両登録証 | 利用開始申請書送信後、**２週間後に来所受取り** | なお、車両10台以下の登録の場合、1週間後に来所受取り |
| 月間工程表 | 利用期間中に毎月1回送信 | 月間工程表はE-mail又はFAX（052）622－3290 |
| 利用終了届 | 利用終了後１週間以内に右記の利用カード等と一緒に**ご持参し返却** | 改良土ｾﾝﾀｰ利用ｶｰﾄﾞ車両登録証 |

　　※車検証は、表示番号（ゼッケン）が確認出来る事。

登録可能車両は原則、運送事業、建設業の登録車両のみです。

(1) 利用開始について

①　利用開始申請書等は、発注者監督員の署名を受けてから、利用開始２週間前までに送信してください。送信後、２週間後（車両10台以下は１週間後）に、鳴海改良土センター利用カード（磁気カード）、車両登録証を受取りに、事務所２階受付まで、来所お願いします。

1. 利用開始申請書には、掘削土搬入量及び改良土搬出量の予定量をほぐした土量で記入してください。

〔　ほぐし変化率　　　掘削土：１.２　　改良土：１.２　〕

〔　単位体積重量　　　掘削土：１.５ｔ/ｍ3　　改良土：１.３８ｔ/ｍ3　〕

〔　掘削土搬入量(t)　地山換算掘削土量ｍ3×１.２×１.５ｔ/ｍ3　〕

〔　改良土搬出量(t)　地山換算運搬土量ｍ3×１.２×１.３８ｔ/ｍ3〕

1. 公的機関へ持込む土質試験用試料については、利用開始申請書に受取り日を記入するか、３日前（土日除く）までにFAX（052）622-3290又は電話（052）622-3260にて依頼してください。受取り当日は、必ず、当センター係員立合いの上、受取りしてください。
2. 利用開始申請書の内容（現場代理人、搬出入量、工期、使用車両）や土場に関する調書を変更する場合、発注者監督員の署名を受けてから、速やかに、利用開始申請書（変更）等をE-mail　kairyodo-2@naws.co.jpへ送信してください。【車両変更の場合、変更する車検証（写）を添付してください。】
3. 工事途中の搬出入土量の集計については、受付でお渡しする計量伝票にて、集計管理をお願いします。申請済みの搬出入量を超えた場合、利用開始申請書（数量変更）をE-mail　kairyodo-2@naws.co.jpへ送信してください。

計量伝票は、再発行しませんので、大切に保管してください。

(2) 利用終了について

①　発注者監督員の了承を得てから、利用終了後１週間以内に、利用終了届、車両登録証及び利用カード(磁気カード)を、事務所２階受付にご提出ください。

利用カード（磁気カード）を紛失した場合は、実費（1枚500円）を振込みお願いします。入金が確認できない場合、次回、利用カード発行を出来ない事があります。

②　出荷証明書は、FAX（052）622-3290又はE-mail　kairyodo-2@naws.co.jpにて、

依頼があった日から、１週間以内にFAX又はメールにて送信します。

**８．利用期間中の注意事項**

① 運搬車両は、車両登録証を車両前面の確認しやすい位置に掲示してください。

1. 運搬車両は、利用カード(磁気カード)を、受付に提出してください。
2. 掘削土の荷降ろし、改良土の積み込みは、当センター係員の指示に従ってください。
3. 当センターを出る時は、タイヤ泥落とし槽を通り、泥を落としてください。
4. 当センター構内は、一部一方通行でない部分がありますので、構内通行にあたっては安全運転に努めてください。構内は狭いので徐行をお願いします。
5. 構内走行時の携帯電話の使用は、お断りします。
6. 当センターの出入口は、国道１号に面しておりますので、渋滞の原因となる入口付近での待機は行なわないでください。
7. **交通安全のため、当センター出入口において、「右折による国道１号線の出入り禁止」を徹底し、左折退場等お願いします。適宜、車両番号を記録しますので、右折退場等を行う車両については、工事会社の現場代理人又は発注者の監督員に連絡させていただきます**



|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  | 記入例 |
| **土場に関する調書** |
| 工事件名 | ○○区○○地内下水道築造工事 |
| 請負者名 | 名古屋上下水道総合サービス　（株） |
| 土場の位置 | 名古屋市緑区浦里五丁目69番地 |
| 土場の所有区分 | ○ | 自社 |
|  | 借用　　借用期間（令和　年　月　～　令和　年　月） |
| 土場の面積 |  | ○○ｍ2 |
| 使用状況該当箇所に○を記入 | 区　分 |  | 下水道工事専用 |
| ○ | 他工事との共用 | 他工事種別 | 水道、ガス、電気、電話、その他（　　　　　　） |
| 用　途 | ○ | 掘削土置場 | 貯留可能量 | ○○○ｍ3 |
| ○ | 改良土置場 | 貯留可能量 | ○○○ｍ3 |
| ○ | 現場詰所 |
| ○ | 施工材料置場 |
| 分別有無 | ○ | 掘削土 |
| ○ | 改良土 |
| ○ | 路盤材 |
| ○ | アスファルト |
| ○ | その他（　撤去品：ヒューム管　　　　　　　） |
| 位置図 |  |
| narumi_map土場の位置 |





**※上記の工程表は、発注者へ提出の工事工程表に、追加記入でも構いません。**

